

Ⅱ 各論

第1 具体的な取組の展開

「総論」で示した基本目標の達成に向けて、8の基本施策、19の施策の柱に沿った43の取組を、2019年度から2023年度までの間に具体的に推進していきます。

第2 「施策の柱」の構成

「施策の柱」は次の内容で構成しています。

1 現状と課題

「取組の方向」や「主な取組」を定める上で、前提となる現在の状況（客観的事実やその背景）と、現状を踏まえ、よりよい教育を提供できるようにするための課題を記述しています。

2 取組の方向

基本目標「たくましく生きる力をはぐくむ」の達成に向け、課題を解決していくための取組の方向性を記述しています。

3 主な取組

取組の方向に沿って、今後具体的に進めていく主な取組の内容を記述しています。

4 指標

取組の効果を測定するため「施策の柱」ごとに指標を設定し、計画の最終年度である2023年度における目標値を示しています。

また、取組の効果を測定する指標がない場合であっても、今後の水準等を把握する必要がある場合は参考指標を設定します。

第3 施策体系

2019年度からの5年間に講じる具体的な取り組み ～ 8つの基本施策、19の施策の柱、43の取組 ～

| 基本目標 たくましく生きる力をはぐくむ ～ 自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う ～ | | | |
|--|---|--|--|
| 基本目標を具体化するための視点 | 1 生涯にわたり一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばし、可能性を育むために、自ら学び、自ら考える力を育成する 2 誰もが互いに多様性を認め合い、共に支え合う社会をつくる | | |
| 基本施策 | 施策の柱・取組 | | |
| 1 時代を切り拓く力の育成 | ① 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する 取組1 時代に応じたキャリア教育の充実 取組2 より実践的な職業教育の推進 取組3 主権者教育等の充実 取組4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実 | | |
| | ② 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する 取組5 文化芸術教育や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進 取組6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用した学びの推進 | | |
| | ③ 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する 取組6 国際理解教育の充実 取組7 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進 | | |
| | 2 確かな学力の育成 | ④ 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学びに向かう力を育む 取組9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成 取組10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立 | |
| | | ⑤ 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する 取組11 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進 取組12 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成 取組13 地域を発展させる大学の充実 | |
| | | 3 豊かな人間性の育成 | ⑥ 自他を大切にすることや自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める 取組14 ボランティア活動や体験的な活動の充実 取組15 人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実 取組16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進 |
| | | | ⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する 取組17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応 取組18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援 |
| 4 健やかな体の育成 | ⑧ 児童生徒の体力向上を図る 取組19 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実 取組20 運動部活動の推進と適正な運営 | | |
| | ⑨ 児童生徒の心身の健康を保持増進する 取組21 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進 取組22 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理 | | |
| | 5 信頼される学校づくり | ⑩ 教員の資質を向上し、互いに高め合う職場づくりを推進する 取組23 大量退職に対応したミドルリーダーの育成等による指導力の向上 取組24 児童生徒に対する心のケアができる力をはじめとした様々な課題への対応力の向上 取組25 教職員が力を十分発揮できる職場の環境整備と健康の保持増進 | |
| | | ⑪ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する 取組26 特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応と交流及び共同学習の推進 取組27 特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実 | |
| ⑫ 特色ある学校づくりを推進する 取組28 家庭や地域と一体となった地域とともにある学校づくり 取組29 高校教育改革の推進 取組30 私立学校の振興 | | | |
| 6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成 | | ⑬ 安全・安心な教育環境を確保する 取組31 学校施設の長寿命化の推進 取組32 ICT環境の整備と情報セキュリティの確保 取組33 就(修)学、多様な教育機会確保のための一層の支援と外国人児童生徒の教育の充実 | |
| | | ⑭ 災害等から身を守る力の育成と児童生徒の安全の確保を地域ぐるみで推進する 取組34 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進 取組35 学校や通学路、地域における安全確保と安全教育の充実 | |
| | | 7 家庭の教育力向上と学校・地域の連携・協働の推進 | ⑮ 幼児期の教育の充実を図る 取組36 質の高い幼児期の教育の推進 |
| | ⑯ 家庭教育支援を推進する 取組37 市町村や民間団体等との連携・協働による家庭教育支援の推進 | | |
| ⑰ 学校と地域の連携の協働を推進する 取組38 学校・地域の連携・協働による地域の活性化 | | | |
| 8 生涯学習社会の構築 | ⑱ 生涯にわたる多様な学びを推進する 取組39 多様な課題に対応した学習機会の充実 取組40 社会教育施設の有効活用 取組41 読書活動の充実と県立図書館の機能強化 | | |
| | ⑲ 社会教育を推進する 取組42 地域の学びを支える人材づくり 取組43 青少年教育の推進 | | |

基本施策 1 時代を切り拓く力の育成

AIの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代にあつては、変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出すことができる力が求められています。

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、一人ひとりが自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けることが一層重要となります。

また、グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深め、その上で様々な文化を理解し、国内外の様々な場において、外国語で自らの思いや考えを相手に伝え、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要です。

(基本施策ごとの扉ページに掲載した文章は、国の第3期教育振興基本計画を参照しています。)

施策の柱1 社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

- 取組1 時代に応じたキャリア教育の充実
- 取組2 より実践的な職業教育の推進
- 取組3 主権者教育等の充実
- 取組4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実

施策の柱2 文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

- 取組5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進
- 取組6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用した学びの推進

施策の柱3 国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

- 取組7 国際理解教育の充実
- 取組8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進

施策の柱1

社会的・職業的自立に必要な能力を育成する

(現状と課題)

産業・経済の構造の変化や雇用の多様化・流動化が進む中、生徒の進路(進学・就職)をめぐる環境は大きく変化しています。また、社会的自立が遅れる傾向や目的意識が希薄なまま、進学・就職する者が増加していること等が指摘されています。このような中、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育が、これまで以上に重要になっています。

専門高校では、産業現場等におけるインターンシップ(就業体験)や社会人講師の活用等の取組を実施し、地域産業界のニーズに沿った教育の充実に努めるとともに、産業教育に必要な実習設備の整備充実等を図っています。また、全日制公立専門高校を平成30年3月に卒業した生徒の進路状況は、就職50.3%、専門学校等への進学27.2%、大学・短大への進学21.4%となっており、就職者と上級学校への進学者の割合は拮抗し、進路は多様化しています。

また、選挙権年齢の18歳以上への引下げや成年年齢の18歳への引下げのための民法改正により、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなることから、主権者教育などを充実することも必要となります。

本県の特別支援学校高等部生徒の一般就労率(民間企業等への就職率)は、就労支援員による就業体験先の開拓等により、全国的に見ても高い水準(H28 群馬県35.9%、全国平均30.1%)となっており、引き続き就労を希望する生徒が一般就労できるよう努めます。

(取組の方向)

- 発達段階に応じたキャリア教育を充実させ、時代に応じた勤労観や職業観を身に付けさせるとともに、主権者教育などを進め、公共の精神を尊び、地域社会を支えることのできる人材の育成を進めます。
- 特別の支援を必要とする生徒の就労支援を充実させ、自立した生活を目指します。

(主な取組)

取組 1 時代に応じたキャリア教育の充実

- 小学校
特別活動を要として、教科等横断的にキャリア教育を推進し、将来に対する児童の夢や希望を育みながら社会的・職業的自立を図るための基礎を培います。
- 中学校
目指す職業の実像をつかみながら、責任ある生き方について実社会と関わらせて考え、自己の理解を深め、望ましい勤労観、職業観を身に付けることができるよう、キャリア教育を、家庭や地域、企業等と連携して推進します。
- 高等学校
望ましい勤労観、職業観を育み、自己の在り方や生き方を考え、社会的自立に向けて主体的に自己の進路選択に取り組むことができるように、産業界等と連携してキャリア教育を推進します。
- 特別支援学校
進学や就労への意識を高めることができるよう、障害のある子どもの社会的自立や社会参加に向けて、小・中・高等部等の連携による体制を整備し、キャリア教育を推進します。

取組 2 より実践的な職業教育の推進

- 産業構造の変化、技術の進歩等に柔軟に対応できる人材の育成のため、地域や産業界等との連携を強化し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を図るとともに、職業選択能力や職業意識を育成します。
- 雇用のミスマッチの防止のため、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどのインターンシップの機会を積極的に設け、実践的な職業教育を一層推進します。
- 第一線で活躍する産業界の技術者等を学校に招き、専門分野の最新の知識や技術、優れた技術・技能を習得させるとともに、望ましい勤労観・職業観を育成します。
- 上級学校への進学を希望する専門高校の生徒が多くなり、進路選択の多様化が進んできている状況も考慮して高大連携を推進します。
- 産業教育設備の計画的な更新及び修繕を行います。

取組 3 主権者教育等の充実

- 選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことを踏まえて、群馬県議会や群馬県選挙管理委員会による啓発事業の活用を図り、主権者としての自覚を促す教育活動を充実させます。
- 消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、学習指導要領の趣旨に基づいて消費者教育を推進します。

取組 4 特別の支援を必要とする生徒への就労支援の充実

- 特別支援学校高等部において、生徒及び保護者への進路指導の機会を拡充し、進学や就労への意識を高めます。
- 生徒の職業自立を促すため、関係部局・関係機関の連携を強化して、企業の理解を深めます。
- 地域における生徒の就労支援体制を拡充するため、関係機関との連携を強化します。
- 生徒の新たな職域を広げるため、高等部における新しいコースの設置等について研究します。
- 高校に在籍する特別の支援を必要とする生徒の就労について、特別支援学校高等部や関係機関と連携し、進路指導を充実します。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|---|--|--------------------|------------------|--|
| (義務) ・小・中学校におけるキャリア教育年間指導計画の作成状況 | キャリア教育全体計画を基にした年間指導計画の作成を通して、発達段階に応じたキャリア教育の教科等横断的な充実を図るため | 小 47.6% 中 69.3% | 小 100% 中 100% | すべての学校で計画的にキャリア教育に取り組むことができるようにする。 |
| (高校) ・公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合 | インターンシップの推進を通してキャリア教育の充実を図るため(国立教育政策研究所「インターンシップ実施状況等調査」) | 37.9% | 60% | 平成29年度は前年度比で4.7%増加しているため、現行の目標値に対し、10%の増加を目標とする。 |
| (特支) ・特別支援学校高等部卒業生の一般就労率 | 社会的自立に繋がる一般就労を推進するため(文部科学省「学校基本調査」) | 平成30年12月公表(H29) | 40% | 全国最上位の水準を目標に設定 |
| ・就労支援員が就業体験先として確保した企業数 | 多様な就業体験先を確保することで適切なマッチングを図るため | 463件 | 500件 | 一般就労する3年生が1人当たり5社程度から体験先を選択できるようにする |

基本施策1 時代を切り拓く力の育成

(施策の柱)

施策の柱2

文化芸術教育と郷土に誇りをもてる学びを推進する

(現状と課題)

本県には、全国でも数少ないプロのオーケストラである群馬交響楽団、優れた景観と貴重な生態系を有する尾瀬等、「心の豊かさ」を高める郷土資源があります。

各学校では、音楽、図画工作・美術、総合的な学習の時間等の授業や文化部活動、尾瀬学校等を通して、それらの郷土資源を活用した学びを推進しています。

児童生徒が、多様な文化芸術に触れる機会を提供すること、各教科等と結び付く地域学習や伝統文化教育を充実すること、本県が誇る自然保護の原点である尾瀬のよさを生かした学びを推進すること、身近な環境資源を活用した環境教育を推進すること、高校生の主体的な芸術活動の場である文化部活動の質の向上を図ることなどが課題として挙げられます。

また、群馬県は古代東国における文化の中心として栄えた歴史をもち、歴史的価値のある文化遺産が豊富にあり、児童生徒が文化遺産に触れる場が数多くあることから、本県の歴史や文化の学びを進め、郷土への誇りを醸成しています。

県内の歴史的価値のある文化遺産に関する学びを推進し、郷土に誇りを持たせること、文化財に関する知識の普及や広報活動等において本県の古代東国文化を積極的に発信していくこと、文化財の一層の活用につながるよう、文化財の保護、指定、調査研究等を計画的に進めることなどが課題です。

(取組の方向)

- 群馬県の歴史や文化を学ぶことで、群馬県民としてのアイデンティティや文化芸術に対する理解を深め、豊かな心を育みます。

(主な取組)

取組 5 文化芸術や尾瀬等の郷土資源を活用した学びの推進

- 児童生徒が、多様な文化や自然、偉人に触れることができるよう、上毛かるたなど、本県のもつ様々な郷土資源を活用した、学びを一層推進します。
- 群馬交響楽団の移動音楽教室・高校音楽教室を通して、児童生徒がプロによる音楽を鑑賞することで、情緒豊かな人間形成を進めていきます。
- 児童生徒の豊かな感性や自然保護への意識、ふるさとを愛する心を育むため、尾瀬学校や芳ヶ平湿地群環境学習を推進します。
- 環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しい理解を持ち、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。
- 文化部活動の成果を発表する場や生徒同士が交流する場を設け、生徒の意欲を高めるとともに、文化部活動の質の向上を図ります。
- 県立文書館において、地域の歴史を伝える古文書や県の行政活動の記録である公文書等を県民が閲覧利用できる場を提供するとともに、それらを適切に保存し後世に引き継ぎます。

取組 6 古代東国文化や世界遺産をはじめとした郷土の文化遺産を活用した学びの推進

- 児童生徒が古代東国文化や、「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「上野三碑」をはじめ、数多くの歴史的価値のある文化遺産や様々な遺跡について学ぶことで、故郷への誇りと愛着を育めるようにします。
- 文化財を教材として活用するための情報提供を広く県民に行います。
- 広く県民が文化財に親しみ、理解を深めることができるよう広報啓発に取り組みます。
- 市町村等と連絡を密にし、文化財の歴史的価値を明確にして、文化財の国、県指定等に努めます。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|-------------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| ・中学校の歴史的分野の授業において、東国文化副読本を活用した学校の割合 | 副読本を活用し、郷土学習の充実を図るため | 80.5% | 100% | すべての学校現場で活用を図ることを、目指して目標を設定 |

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|-------------------------------------|---|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| ・尾瀬や芳ヶ平湿地群等、身近な地域の資源を活用した自然環境学習の実施率 | 尾瀬や芳ヶ平湿地群をはじめ、身近な地域の資源を活用した自然環境学習を実施している学校の割合 | H30年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。 | H30年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。 | すべての学校で自然環境に係る学習の実施を目指して目標を設定する。 |

基本施策1 時代を切り拓く力の育成

(施策の柱)

施策の柱3

国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成する

(現状と課題)

急激に進展するグローバル化の中で、自らの将来を開拓していく子どもたちは、自国の文化を深く理解するとともに、他国の文化や社会情勢等について、積極的に理解をしようとする意欲と態度をもつことが必要です。本県では、ALT※の積極的活用や、地域に居住する外国人の文化を取り入れた体験学習の実施を推進するなど積極的に国際理解教育に取り組んでいます。

また、国内外の情勢変化を踏まえ、海外に目を向けた施策によって本県経済を活性化するための指針である「第2次群馬県国際戦略」を推進するためにも、学校教育の場における国際理解教育を充実させるとともに、グローバル化の進展に対応できる人材を育成するため、小・中学校、高等学校で外国語教育を推進することが求められています。

国際舞台で活躍していくためには、日本の文化に対する深い理解を前提とした、語学力が必要です。言語は、コミュニケーションツールとして重要なだけでなく、その能力を育むことで社会性も培われます。特に、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の育成について、小・中・高校が連携し、効果的・系統的に取組を進めていく必要があります。小学校からの積極的な取組が求められています。

※ALT: 外国語指導助手 (Assistant Language Teacher の略) のこと。

主に学校で、日本人教員の助手として外国語授業に携わります。

(取組の方向)

- 児童生徒に主体性や積極性を身に付けさせるとともに、異文化への理解力を高めます。
- 英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

(主な取組)

取組 7 国際理解教育の充実

- 県内各学校において、自らコミュニケーションをとる主体性、積極的に異文化を理解し、尊重する態度を備えたグローバル人材の育成を目的として、国際理解教育を更に推進します。
- 外国語や外国語活動の授業で、英語圏の文化だけでなく、世界の様々な国々や地域の文化を広く取り上げるなど、グローバル人材の育成に結び付く取組を推進します。
- 「群馬県国際戦略」の推進に資するため、関係機関と連携を図った東アジア諸国に関する国際理解教育を推進します。
- 県内高校生の留学及び海外研修を促進します。

取組 8 豊かな語学力の育成を目指した外国語教育の推進

- 小・中・高校において、児童・生徒の英語能力の到達目標を明確に設定します。
- 小・中・高校において、到達目標の達成度を把握するための評価を充実します。
- 英語教育において小・中・高校で連携し、英語を用いたコミュニケーションが図られるよう児童生徒の英語運用能力(話す・聞く・読む・書く)を伸ばす指導や評価を推進します。
- 小・中・高校の外国語活動担当教員及び外国語科担当教員の英語運用能力を向上させます。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|--|---|-----------------|-----------------|---|
| ・公立中学校における英語力がCEFRのA1レベル相当以上の3年生の割合 | 文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検3級以上(CEFRのA1レベル以上)の数値。 | 43.3% | 50.0% | 国がこれまで目指していた英検3級相当以上の生徒の割合であり、平成29年度末時点で未達成の割合でもある。 |
| ・公立高校における英語力がCEFRのA2レベル相当以上の3年生の割合 ※同上欄。A2レベルは英検準2級程度以上に相当する。 | 文部科学省実施の英語教育実施状況調査における英検準2級以上(CEFRのA2レベル以上)の数値。 | 20.6% | 30.0% | H26年度からの5年間で約6%伸びているため、5年間で10%の増加を目標とする。 |

※CEFR「Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment: 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会(Council of Europe)が発表した。A1レベルは英検3級程度以上に相当する。

基本施策 2 確かな学力の育成

一人ひとりがこれからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら課題を立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となります。

そのための、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養^{かんよう}といった新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けることの必要性が一層高まっています。

さらに、技術革新に対応するためには、理数・情報教育のすそ野を拓げるとともに、情報分野において、最先端の情報技術を実践的に活用することができる人材育成の推進が重要です。

溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようにするため、基本的な情報活用能力を身に付けることも重要な課題です。

公立大学においては、地域の発展を担う人材を育成するとともに、県民のニーズに対応した学修機会を提供することが重要です。

施策の柱 4 基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、
学びに向かう力を育む

取組 9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の
育成

取組 10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立

施策の柱 5 探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育
成する

取組 11 ものづくり産業等へつなげる理数教育の推進

取組 12 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成

取組 13 地域を発展させる大学の充実

基本施策2 確かな学力の育成

(施策の柱)

施策の柱4

基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、 学びに向かう力を育む

(現状と課題)

(小・中学校)

小・中学校では、全国学力・学習状況調査の結果等を見ると、教科に関する調査では、共通して、必要な情報を取り出して自分の考えを述べたり、考えた方法や理由を説明したりすることには、課題が見られます。また、全国と比べ家庭学習の状況はよい傾向にありますが、まだまだ習慣化が必要な児童生徒も見られます。

こうした現状から、児童生徒が主体的に学習に進め、協働しながら課題を解決していく問題解決的な学習過程を重視した授業改善を一層推進していく必要があります。また、家庭と連携し、「早寝・早起き・朝ご飯」等の様々な活動に取り組むことを通して、望ましい生活習慣の定着を図り、児童生徒の学習に向かう力を今後も育てていく必要があります。

(高等学校)

高校では、高校生としての基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが課題です。また、生徒の自己指導能力(生徒が正しく判断し行動する力)の育成を目指し、自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意した指導を行っています。

(取組の方向)

- 児童生徒の思考力、判断力、表現力や読解力、物事を多面的に捉える力、学習を日常生活と結び付ける力などを育成するとともに、「ぐんま方式」による少人数学級編制を通して、学習習慣や規則正しい生活習慣を身に付けさせ、学びに向かう力を育みます。

(主な取組)

取組 9 身に付けた知識・技能を活用し課題解決を図る力の育成

(小・中学校)

- 全国学力・学習状況調査等、客観的な調査を活用し、各学校における学力向上のPDCAサイクルの確立を推進します。
- 発達段階に応じた少人数学級編制を推進するとともに、各学校の実態や課題に応じた学力向上計画に基づく指導体制を充実します。
- 「はばたく群馬の指導プランⅡ」、「はばたく群馬の指導プラン」及び「はばたく群馬の指導プラン：実践の手引き」を活用した授業改善に取り組みます。

(高等学校)

- 各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験、レポートの作成、論述等、知識・技能の活用を図る学習活動を充実します。
- 主体的に学習に取り組む態度を養う上で、生徒の発達段階を考慮した、思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動を充実します。
- 全ての県立高校において、生徒一人一人の学習状況や授業の理解度を把握するなど、個に応じたきめ細かな指導や、生徒一人一人の学習状況等を適切に把握して、指導の改善に生かすための観点別学習状況の評価を推進します。
- キャリア教育を念頭においた教育課程を編成し、生徒が学習意欲を高め、主体的に進路選択ができる態度を育成します。

取組 10 しっかりとした学習習慣・生活習慣の確立

- 発達段階に応じた少人数学級編制及び少人数指導や教科担当制による授業により、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行います。
- 道徳科や学習活動を充実するとともに、学校等間連携や、家庭・地域との連携を通して、学習習慣や生活習慣を確立します。
- 学校図書館の利用を促進し、家庭・地域との連携を深めながら、日常生活の中で児童生徒の読書習慣が身に付くようにします。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|--|--|--|------------------------------|--|
| ・毎朝、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合 | 家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。 | 小6 90.1% 中3 91.0% (H30) | 小6 100% 中3 100% | 文部科学省は「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、子どもの健やかな成長のための指針としている。 |
| ・公立高校における中途退学率 | しっかりとした学習習慣・生活習慣を確立させ、中途退学を未然に防止する。 | 全日制 0.7% 定時制 11.0% | 全日制 0.5% 定時制 9.0% | 中途退学の理由のうち、「学校生活・学業不適応」によるものを半減させることを目標として設定 |
| ・家庭等での学習時間が1日当たり平均1時間以上の小・中学生の割合 | 家庭等での学習への取り組み状況は、自ら学びに向かう学習習慣を客観的に把握する指標となると考えられるため | 小6 69.7% (H30) 中3 73.3% (H30) | 75% 80% | 年1%程度の増加を目指すため |
| ・主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している小中学校数 | 義務教育課が実施する教育課程調査における主体的・対話的で深い学びの視点に立った(はばたく群馬の指導プランに基づく)授業改善を実施している教員の割合が70%以上となっている学校数 | H30年度中に実態調査を行い、その結果に基づき設定する。 | 全校 小 306校 中 160校 | 新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を通じた学力向上に、すべての学校が取り組むことを目標として設定 |
| ・主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している県立高校数 | 高校教育課実施の「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善の実施状況調査」における「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を実施している教員の割合」が70%以上となっている学校数 | 47校/62校中 | 全校 | 現状値を踏まえつつ、新学習指導要領に明記されたことから、全ての学校での実施を目標とする。 |

基本施策2 確かな学力の育成

(施策の柱)

施策の柱5

探究的・発展的な学習により社会へ参画する力を育成する

(現状と課題)

平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校の算数については、知識に関する問題、活用に関する問題ともに、全国平均を下回っています。中学校の数学については、いずれも全国平均は上回っていますが、問題解決の方法を言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて説明することには、課題が見られます。理科については、観察・実験の結果を整理し考察する力が弱い状況や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりすることが苦手な状況が見られます。

科学的な知識・技能を積極的に活用する能力や態度を育成するために、児童生徒が科学を学ぶ意義、有用性、楽しさを実感できるよう授業改善を推進すること、問題解決的な学習活動を充実させ、科学的に探究する力を育成すること、また、小・中・高校の連続性をもたせた理数教育を推進することが課題となっています。

一方、情報通信技術(ICT)の進展により、大量の情報の中から物事の本質を見極めて取捨選択できる力や、表現やコミュニケーションの効果的な手段としてコンピュータや情報通信ネットワーク等を活用する能力が求められています。

あわせて、人口知能(AI)をはじめとする先端技術の高度化に対応する力を身に付けるため、コンピュータを主体的に操作・制御する仕組みを学ぶ発達段階に応じたプログラミング教育が必要になっています。加えて、児童生徒の健全育成の視点から、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信等、情報化の影の部分への対応も喫緊の課題です。

また、大学には地域社会の発展に向け、教育研究活動の更なる充実による人材育成や、人生100年時代を見据えた県民の生涯学習及びリカレント教育のニーズに応じる役割を担うことが求められています。

(取組の方向)

- 本県のものづくりを担い新規産業分野に挑戦する児童生徒の知的好奇心や独創性を育成するため理数教育の充実を図ります。
- 情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく情報活用能力を高めます。
- 地域の発展を担う人材を育成するとともに、県民ニーズに対応した学修機会を提供します。

(主な取組)

取組 1 1 ものづくり産業等へつながる理数教育の推進

- 科学に対する興味関心を高めるとともに、未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた人材を育成します。
- 日常生活との関連を重視する授業を推進し、観察・実験等、本物に触れる科学的な体験を一層充実させ、理科を学ぶことの意義や有用性を実感する機会を増やします。
- 科学的に探究する力の育成のため、観察・実験、探究活動等において、実感を伴った理解が図れる問題解決的な学習を推進します。
- 発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能や科学の基本的な見方の確実な定着を図るため、小・中・高校を通じた理科の学習内容の系統性(連携)を重視したカリキュラムを編成します。
- 数学的な見方や考え方を働かせ、数学的な知識・技能を積極的に活用する態度を養います。
- 理数教育に係る教員の資質向上のための研修を充実させます。

取組 1 2 プログラミング教育の充実、情報活用能力の育成

- 小・中・高校の12年間を見通して、児童生徒の系統的な情報活用能力を育成(プログラミング教育を含む)します。
- SNS等を介した問題行動やいじめ、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するいじめの特性を教員が理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。
- 学校では、一斉学習に加え、個別学習、協働学習のためICTを有効活用します。
- 教員の情報活用能力及びICTを活用した指導力向上のため、研修を充実させます。

取組 1 3 地域を発展させる大学の充実

(県立女子大学)

- 幅広い教養と各分野の専門知識を修得し、その過程で培われる論理的かつ柔軟な思考力、豊かな人間性、そして主体的な問題解決能力を兼ね備えた人材を育成します。
- 地域社会や国際社会に広く関心を持って地域や異文化への理解を深めるとともに、高い語学力とコミュニケーション能力、そして協調性や発信力を身につけ、持続的に社会に貢献できる人材を育成します。
- 県立大学として求められる役割を果たすため、地域の課題解決に資する取組の強化、諸機関との多様な連携や共同研究等の推進、地域文化の振興に寄与する教育研究活動や県民の学修意欲に応える講座の充実等に積極的かつ組織的に取り組みます。

(県民健康科学大学)

- 豊かな人間性と専門知識・技術に加え、人間としての尊厳を重んじ、様々な側面から保健医療を考え、自立して判断し行動することができる看護師、保健師、診療放射線技師となる人材を育成します。
- 大学の研究成果を地域に還元し、県民の保健・医療・福祉環境のさらなる向上に貢献します。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の 根拠 |
|---|---|--|----------------------|--------------------------------|
| ・理科室で観察や実験をする授業を1クラス当たり週1回以上行った小・中学校の割合 | 理科室で観察・実験をする割合を高めることで、ものづくりの活動が充実し、学習内容と日常生活や科学技術との関連が図られるようになると考えられるため。 | 小6 89.3% (H28) 中3 89.6% (H28) | 100% 100% | 全ての学校で観察や実験を通して、実感を伴った学習を行うため。 |
| ・授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の割合 | 児童生徒の情報活用能力を育成するためには、ICTを使った学習活動に繰り返し取り組むことが効果的であり、授業中にICTを活用して指導できる公立学校教員の育成に努める必要があるため。 | 74.7% (H29. 3月) | 100% | 全ての教員が指導できる体制を目指して設定。 |

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の 根拠 |
|---|---|--------------------|-----------------|---|
| ・インターネット利用時に守るべき ルールやマナーを身に付けている 小・中学生の割合 | 守るべきルールやマナーを身に付 けることで、トラブルや犯罪被害等 を防止し、適切にインターネットの 活用ができるようにするため。 | 小 95.4% 中 96.6% | 100% | 全ての児童 生徒がインタ ーネットを適 切に活用す ることを目標 として設定 |

基本施策3 豊かな人間性の育成

子どもの健やかな成長のためには、確かな学力とともに、豊かな心を育むことが不可欠です。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神等の育成を図るための教育を推進することが重要です。

また、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題について、校長がリーダーシップを発揮し、専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携しつつ未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むことや、各学校段階を通じて必要な情報を共有すること、さらには、社会体験活動や自然体験活動等も含め、児童生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育成することなどが重要です。

施策の柱6 自他を大切に作る心や自己肯定感を育むとともに、
規範意識を高める

取組 14 ボランティア活動や体験的な活動の充実

取組 15 人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実

取組 16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成
する

取組 17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応

取組 18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

基本施策3 豊かな人間性の育成

(施策の柱)

施策の柱6

自他を大切に作る心や自己肯定感を育むとともに、 規範意識を高める

(現状と課題)

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、たくましく生きる力を身に付け、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民すべての願いです。ニート、ひきこもり、不登校、非行など、青少年の抱える問題が深刻化しているなかで、青少年育成推進の取組として、多様な体験学習やボランティア活動、自然体験活動といった、直接的な体験は大変重要です。

共に支え合う心を育成するため、ボランティア活動を充実させること、児童生徒に生きる喜びや命がかけがえのないことを実感させるための体験的な学習を一層充実すること、家庭や地域と連携し、ボランティア活動や体験活動を通じて、自己肯定感や社会性、規範意識を育成することが課題となっています。

道徳教育は、社会生活を送る上で必要な、自他の生命の尊重、親切・思いやり、自尊感情、規範意識、家族愛等、児童生徒がよりよく生きていくための基盤である道徳性を、道徳の時間を要として全教育活動を通して育成するものです。特に小中学校においては、「特別の教科 道徳」の実施に伴い、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活体験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解に終始した指導からの脱却が求められています。児童生徒が主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方や感じ方と出会い交流する授業へ転換を図る必要があります。

人権教育は、学校教育及び社会教育・家庭教育等の中で、児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重の理念の理解と体得を目指すものです。

学校教育では、学校の全教育活動を人権教育の視点から見直し、工夫、改善を図りながら計画的に取組を進めています。人権の意義・内容や重要性についての理解にとどまらず、自他の大切さを認め、それが具体的な態度や行動に現れるよう指導を充実する必要があります。

社会教育では、様々な人権問題の解決のためには、県民一人一人の人権意識を高めることが重要です。また、各市町村では、人権教育市町村協議会等の人権教育推進体制を整備し、人権教育に取り組んでいます。

(取組の方向)

- 道徳教育や人権教育の充実により、一人一人に自他を大切に作る心や自己肯定感を育み、多様な体験学習やボランティア活動への参加を通して、児童生徒に社会性や規範意識を身に付けさせるとともに、自ら考え、行動し、最後までやり抜く力を育成します。
- すべての県民が人権意識を高め、人権を尊重した考えをもち、適切な行動をとることができる社会の実現を目指します。

(主な取組)

取組 1 4 ボランティア活動や体験的な活動の充実

- ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。
- 「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。
- 地域や学校の特色を活かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。
- 自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。
- 環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しい理解を持ち、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。【取組5再掲】

取組 1 5 人間としての生き方についての考えを深める 道徳教育の充実

- 小中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習(探究)の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。
- 要となる道徳科の時間を充実し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出合い交流する「考え、議論する道徳」を実施します。
- 児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切・思いやり、規則の尊重、家族愛等の学習指導要領が定める各内容項目について、自己の生き方への考え方を深める学習を充実します。
- 高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。
- 児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。

取組 16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進

- 教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時の指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。
- 児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。
- 地域及び関係機関等との連携による多様な学習活動を推進することで人権教育の充実を図るとともに、保護者に対する人権に関する情報提供を進め、人権意識の高揚を図ります。
- 社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。
- 市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の 根拠 |
|--|---|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| ・教職員の人権意識を高めるための研修を実施した学校の割合 | 児童生徒を指導する際には、教職員の高い人権意識が不可欠であるため。 | 小 69% 中 75% | 100% 100% | すべての学校における研修実施を目指して目標を設定 |
| ・「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合) | 言われたからやるのではなく、自ら考え、行動する力を身に付けることが大切なため。 | 小 88.8% 中 85.1% | 100% 100% | すべての学校で、同回答が得られることを目指して目標を設定 |
| ・母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数 | ボランティア活動への参加体験を促進するため、第2期計画から継続して設定し、参加人数を維持する。 | 241人 | 280人 | 概ね70校から4人程度の生徒が参加することを目標として設定 |

基本施策3 豊かな人間性の育成

(施策の柱)

施策の柱7

いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

(現状と課題)

平成29年度のいじめ認知件数は、小学校1,687件、中学校487件、高等学校348件、特別支援学校69件、合計2,591件でした。SNS等を介したいじめが増加傾向にあることから、各学校において、早期発見のための取組や相談体制の整備を一層推進すること、いじめに対する教職員の対応力を高め、いじめが起こりにくい学級づくりに努めることが課題となっています。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法により策定された「国のいじめ防止基本方針」の改定(平成29年3月)を受け、国の方針を参酌し本県の実情等を踏まえた「群馬県いじめ防止基本方針」を改定(平成29年12月)しました。主な内容は、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断することとし、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要であることをさらに強調したものです。しかし実際は、学校やそれぞれの教員ごとにいじめの概念が作られることで、いじめの基準にばらつきが出て、法律のいじめの定義に則った認知がされていないケースが見られることが課題となっています。

また、いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図ることが重要です。いじめの解消については、安易な謝罪をもって解消とせず、最低3ヶ月は様子を見ることとされています。家庭や地域社会との連絡を密にしながら、情報の共有化や連携した活動を行い、学校、家庭、地域、すべての関係者が一丸となって、県民総ぐるみでいじめに向き合う社会を築いていくことが重要です。児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団づくりを進めること、あらゆる教育活動を通じた良好な人間関係づくりを進めることが課題となっています。

（取組の方向）

- 各学校のいじめ防止基本方針に基づく組織的な取組や、児童生徒による自主的な活動を支援することにより、いじめを許さない心を育てます。

（主な取組）

取組 17 いじめの正確な認知に基づく適切な対応

- いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。
- いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。
- SNS等を介した問題行動やいじめ、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するいじめの特性を教員が理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。【取組11再掲】
- いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう各教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速且つ組織的に学校全体で取り組みます。

取組 18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

- 学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。
- 学校間の連携を密にして、県内 12 地区で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。
- 児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の 根拠 |
|---|-----------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| いじめ問題に関する校内研修会を実施した学校の割合 | いじめ問題に対する教員一人一人の意識の差をなくすため。 | 小 53% 中 55% 高 62% 特 38% | 小 100% 中 100% 高 100% 特 100% | 法に基づいたいじめの対応について理解を図るため。 |
| ・児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合 | 児童・生徒の自主的ないじめ防止活動の充実を図るため。 | 小 95% 中 96% | 小 100% 中 100% | オール群馬のいじめ防止活動をすべての学校で推進させるため。 |

基本施策 4 健やかな体の育成

体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。このため、子どもの頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが重要です。

2020年には、本県を幹事県として全国高等学校総合体育大会が開催されます。また、同年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、技術革新やグローバル化への対応による社会の持続的な発展といった観点からの人材育成に加え、スポーツの発展を担う人材を育てることが重要です。スポーツ分野において、優れた才能や個性を見いだし、伸ばしていくためには、子どものうちから質の高い専門家の指導を受ける機会を持つことなどが求められます。

施策の柱 8 児童生徒の体力向上を図る

取組 19 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実

取組 20 運動部活動の推進と適正な運営

施策の柱 9 児童生徒の心身の健康を保持増進する

取組 21 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進

取組 22 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理

基本施策4 健やかな体の育成

(施策の柱)

施策の柱8

児童生徒の体力向上を図る

(現状と課題)

本県の小・中学生の体力は、近年は全体として向上傾向が見られ、中学生は全国平均を上回っているものの、小学生は全国平均を下回っている状況が続いています。その要因として、幼児期からの外遊びの減少、車社会の進展等の生活環境の変化、睡眠や食生活等の生活習慣の乱れといった様々なことが絡み合い、結果として子どもが体を動かす機会が減少していると考えられます。

小学校において体育授業を充実するとともに、授業時間以外にも体を動かす時間を増やすこと、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援を充実すること、体力向上に向けた学校の取組に対する家庭や地域の理解を促進すること、指導者(教職員)が適切な指導方法や指導の在り方について学ぶ機会を一層充実すること、学校体育を地域スポーツ、生涯スポーツへ結び付けていくことなどが課題となっています。

運動部活動については、生涯スポーツ、競技スポーツにつながる運動部活動の在り方を検討すること、指導力やマネジメント力の向上を目指した研修機会を充実すること、専門的な能力をもった外部人材を活用することなどが課題となっています。

(取組の方向)

- 学校体育や運動部活動を充実させ、教育活動全体の中で継続的に体を動かすことの大切さを学び、運動したときの喜びや楽しさを体感させながら児童生徒の体力の向上を図ります。

(主な取組)

取組 19 体力や運動能力向上を目指す体育活動の充実

- 運動する「時間」とともに、運動する「空間」と運動する「仲間」を学校が中心となってつくっていくことにより、運動機会を確保する取組を推進します。
- 就学前児童の運動機能の基礎を育成します。
- 各種調査や運動器検診の結果なども踏まえながら、学校と家庭・地域が一体となって、児童生徒の生活習慣や運動習慣を改善します。
- 幼児児童生徒の発達段階に応じた指導方法の研究や実技等の研修会を開催し、今まで以上に教員の意識改革と指導力向上に取り組めます。
- 専門的な指導力を有する外部指導者の活用を推進します。

取組 20 運動部活動の推進と適正な運営

- 東京2020オリンピック・パラリンピック開催や、本県を幹事県として開催する同年の全国高等学校総合体育大会、さらに、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の2028年群馬県開催内々定によるスポーツへの関心の高まりを生かし、運動部活動の加入率向上に向けた取組を充実します。特に、男子と比較して加入率が低い女子の運動部活動への参加機会を充実します。
- 地域や保護者と連携し、各学校が運動部活動に関する学校の取組や各部の活動を評価し、改善します。
- 「適正な部活動の運営に関する方針」に基づき、適正な運動部活動の運営に向けた取組や体罰の未然防止に向けた取組を充実します。
- 指導者に対する研修等により、運動部活動に関する指導力や経営・調整能力の向上に取り組めます。また、研修を通して適正な運動部活動の運営に向けた取組を推進します。
- 学校と地域のスポーツ指導者との連携を支援していきます。また、外部指導者一人一人の指導力向上に取り組めます。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|--|------------------------------------|--------------------|------------------|--------------------------------------|
| ・全国実施している新体力テストの自校の結果から明らかになった課題を解決するために、学校全体で具体的な方策を講じている小・中学校の割合 | 各学校における組織的かつ効果的な体力向上にかかる取組の実施を目指す。 | 小 91.5% 中 76.1% | 小 100% 中 100% | 全ての小・中学校において学校全体で具体的な方策を講じるよう目標値を設定。 |

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|----------------------|---|--|--|-------------------------|
| ・運動部活動における外部指導者の活用状況 | 運動部活動において専門的な知識や技能を有する外部指導者の効果的な活用を目指す。 | 中 78.5% (512名) 高 65.7% (104名) | 中 80.0% (600名) 高 75.0% (150名) | 外部指導者を効果的に活用するよう目標値を設定。 |

基本施策4 健やかな体の育成

(施策の柱)

施策の柱9

児童生徒の心身の健康を保持増進する

(現状と課題)

厚生労働省の研究によると、本県における「日常生活に制限のある期間の平均」は、全国平均に比べ良好な状況にありますが、男性で8.55年、女性で11.71年あります。(出典:厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の交換検証に関する研究」より、2016年における推定値)

国の「学校保健統計調査」における本県の肥満傾向児の出現率は、ここ数年、全国平均を上回っています。また、児童生徒の健康課題は、メンタルヘルス、アレルギー疾患等、多様化・深刻化しています。

幼児児童生徒の健康課題を把握して効果的な健康教育を実施すること、児童生徒が生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物、性に関する正しい知識と判断力を身に付け、実践できるようにすること、栄養教諭等を中核とした学校、家庭、地域の連携を図り食育を推進すること、学校給食における地産地消を推進することなどが課題となっています。

また、児童生徒の健康診断を保健管理の中核として実施していますが、その中で心臓、腎臓検診の二次検診の未受診を解消することが課題となっています。

食物アレルギー対応については、教職員が正しい知識を持ち、「学校生活管理指導表」を基に情報共有するとともに、緊急時に適切に対応できる体制づくり等が必要です。

(取組の方向)

- 児童生徒に健康と食の大切さや健康な心と体づくりを意識させるとともに、教職員が児童生徒の健康状態を的確に把握し、感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。

(主な取組)

取組 2 1 健康な心と体づくりを目指す健康教育・食育の推進

- 幼児児童生徒の心身の健康的な生活習慣の定着をめざして、各学校において「体育・保健体育」等との関連を図るとともに「生活習慣病予防対策基本方針」等を参考に、家庭や関係機関と連携し教育活動全体を通して保健教育を推進します。
- 心身の機能の発達と心の健康について指導し、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成します。
- 児童生徒が薬物乱用防止や性に関する正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるようにします。
- がん教育の推進充実を目指し、教職員の資質向上と各関係機関との連携を図ります。
- 望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中核とし、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。
- 教育活動全体で食育を推進できるよう、教職員の食育に関する指導力向上を図ります。
- 児童生徒が、生産者や食に関わる活動に対する理解や感謝を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、学校給食に地場産物を活用する取組を促し、食に関する指導を充実します。

取組 2 2 感染症やアレルギー疾患への対応を含めた児童生徒への適正な健康管理

- 心臓、腎臓の疾患は突然死や将来重症化に結び付くおそれもあることから、二次検診の学校における未受診を解消します。
- インフルエンザや麻疹等の感染拡大を防ぐための初期対応に努めます。
- 幼児児童生徒のアレルギー疾患に適切に対応します。特に、食物アレルギーについては、「食物アレルギー対応マニュアル」の学校における活用を推進します。
- 感染症やアレルギー疾患等に関する教職員の資質向上を図ります。

(指標)

| 指標名 | 定義・選定理由 | 現状値 (2017年度) | 目標値 (2023年度) | 目標値の根拠 |
|----------------------------|---|-----------------------------------|----------------------|---|
| ・朝食を全く食べない 小・中学生の割合 | 家庭と連携し、食に関する指導を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」等の児童生徒の基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる。 | 小6 1.2% 中3 2.1% (H30) | 小6 0% 中3 0% | 第3次食育推進基本計画の目標で「朝食を欠食する子供の割合を0%にする」としている。 |
| ・公立学校における 心臓検診の二次検診の受診率 | 心臓疾患は突然死のおそれがあるため、未受診の解消を目指す。 | 小 94.93% 中 90.75% 高 88.00% | 全校種 100% | 第2期基本計画の目標値を引き継ぐ。 |
| ・公立学校における 腎臓検診の二次検診の受診率 | 腎臓疾患は将来の重症化に結びつくおそれがあるため、未受診の解消を目指す。 | 小 82.86% 中 73.72% 高 62.36% | 全校種 100% | 第2期基本計画の目標値を引き継ぐ。 |

